

BC級バタバア裁判・ スマラン事件資料



強制動員真相究明ネットワーク

BC級バタビア裁判・スマラン事件資料 解説

(1) 原資料の公開経過

1992年、外務省はオランダ国立公文書館から「BC級(オランダ裁判関係)バタビア裁判・第69号事件、第106号事件」の裁判記録を入手しました。この資料は河野談話作成にも利用されました。梶村太一郎さんも同資料の一部を入手し、その内容は1992年7月21日の「朝日新聞」で報道されました。

この資料は1999年に法務省から公文書館に移管されましたが、強制動員真相究明ネットワークによる情報公開請求によって、2013年に公開されました。公文書館での冊子名は「法務省/平成11年度/4B-23-4915」および「法務省/平成11年度/4B-23-4956」です。この開示文書にはスマラン(スマランクラブ、日の丸クラブ、双葉荘、将校クラブ)、マゲラン、フロレス島での「慰安婦」関係資料が含まれています。

原資料は写真(8GB)で開示されました。オランダ語分が約650ページ、日本語分が約350ページです。日本語部分の文字化を会員の須磨明さんがおこないました。強制動員真相究明ネットワークではその提供を受け、「BC級バタビア裁判・スマラン事件資料」の形でこの冊子を編集しました。

(2) 開示文書の各事件の概略

【マゲラン事件】

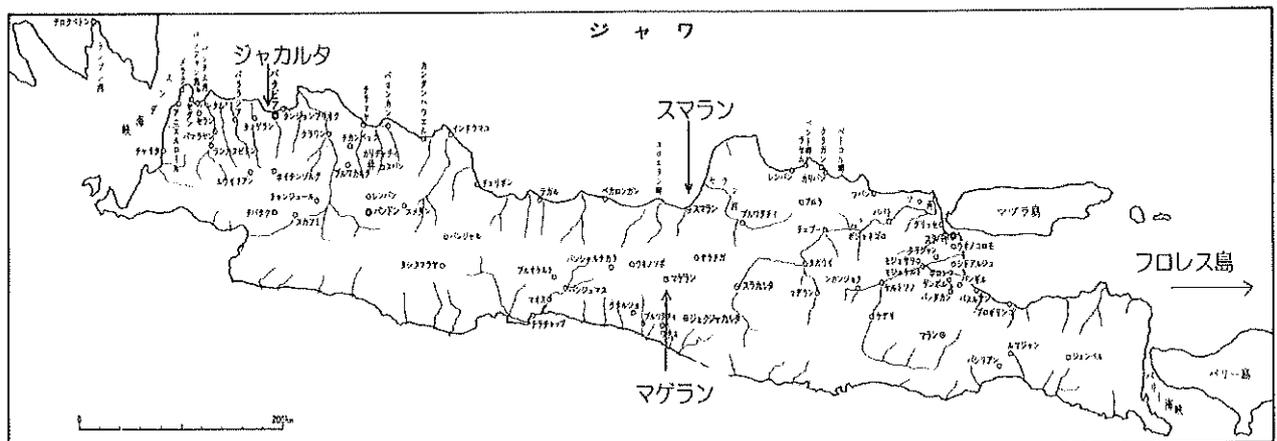
1943年12月はじめ、マゲラン州長、憲兵らがムンチラン抑留所事務所を訪れ、約15名のオランダ人女性の名前を書き留めさせました。さらに17歳以上の独身女性の報告を命じましたが、抑留所の会長はこの指示を拒否しました。

翌1944年1月、憲兵らが同抑留所に来て、以前に作成した一覧表の女性を教会に並ばせ、14名の婦人と独身女性に30分後の出発を命令しました。出発を止めるために、抑留者全員が表門に集まり抗議しましたが、日本人は巡査に命じて、長い竹棒とサーベルの拔身でなぐり、解散させました。女性たちは2~3台のバスでマゲランの「慰安所」に連行されました。

【スマラン事件】

1944年1月、スマラン駐屯地司令であった能崎少将が部下に「慰安所」設置の認可交渉に当たらせ、第16軍司令部の許可を得て、抑留所から女性を集める手配と4軒の「慰安所」開設の準備を指示しました。

2月末、オランダ人抑留所(アンバラワ第4、





同第6、ゲندانガン、ハルマヘラ)から35名の女性をスマラン市内のホテルに連行しました。女性たちはスマランクラブ、日の丸クラブ、双葉荘、将校クラブに振り分けられ、3月上旬から軍人・軍属のための「慰安婦」とされました。「慰安所」は2ヶ月間運営され、4月末に閉鎖されました。

【フロレス島事件】

4月中旬、スマラン市内から100人ほどの女性(インドネシア人、中国人、欧州人)を呼び出しや連行で警察署に集めました。身体検査をした後に、その中から十数名のオランダ人女性をスラバヤ経由でフロレス島の「慰安所」に強制連行しました。

(3) スマラン事件などの背景

日本のインドネシア侵略

スマラン事件は日本帝国主義の南方侵略に端を発しています。1941年12月8日、日本軍はマレー半島に上陸し、1942年1月マニラ、2月シンガポール、3月ラングーン(現ヤンゴン)を占領しました。1月以降インドネシア各地に

上陸を開始し、3月1日にジャワ島に上陸し、5日、首都バタビア(現ジャカルタ)を占領しました。

オランダ軍は3月9日に降伏し、日本軍はインドネシアに軍政を敷きました。バタビアに軍政監部(軍政監は第16軍の参謀長が兼務)を置き、地方には州政府(州庁)を置き、日本人が主要ポストを占めてインドネシアを軍事支配したのです。日本軍は「解放軍」を装って上陸しましたが、当初からインドネシアの独立を許容する意図はなく、1943年5月にはマライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベスを「帝国領土」と決定し、重要資源の供給地と位置づけました。

強制徴用(ロームシャ)

日本はジャワ上陸当初4万5000人いた第16軍の一部をガダルカナルなどに移動させ、1943年10月段階で8000人弱になりました。その穴埋めのために、インドネシア人の「兵補」や「防衛義勇軍」を作り、日本軍の部隊に配属しました(48000人弱)。これらのインドネシア人がその後、日本軍・オランダ軍と戦い、インドネシア独立運動をすすめていくことになりました。

日本軍は橋、幹線道路、飛行場、防衛拠点、防空壕を建設するために青年男子を強制徴用しました。かれらは「ロームシャ」と呼ばれました。ジャワ島の各地から集められた数千の人数とは国内だけではなく、マラヤ、ビルマ、タイなど国外にも送り出されました。「ロームシャ」の仕事は、原始林で木を伐採し、丘を掘り崩し、山の中で岩を砕くことなどの重労働でした。

彼らは平手でたたかれ、銃や鞭などで殴られ、足蹴にされるなどの暴行を受け、抵抗する者は殺されました。かれらの衣服は不十分であり、食糧もタピオカの粥でした。その結果、何千人もの「ロームシャ」は、2度と故郷に戻ることができず、亡くなりました。「ロームシャ」動員数は、インドネシア政府の調査では1943

年11月から1945年8月までで約400万人とされています。

軍隊「慰安婦」制度

インドネシアでは、日本軍「慰安婦」が制度として存在していました。第16軍スマラン駐屯地司令の能崎少将は「慰安設備は何れの国の軍隊でも必要ではないだろうか。この種の設備が全然なかったとしたら、軍隊はとても治まりがつかなくなる」と、軍隊「慰安婦」制度の必要性を主張しています。4万5000人の日本軍将兵の性欲を満たすために、インドネシア各地に「慰安所」が設置されたのです。

日本軍はさまざまな方法でインドネシア女性を「慰安婦」にしました。① 軍が公然と募集し、管理する「慰安所」を設置しました。② 特定の部隊が独自に女性を集めて自分たちだけで利用するという「慰安所」もありました。③ 日本軍将兵が個人的に女性に暴行を加え、駆り集めるといったケースも多くありました。④ 特定将校が「現地妻」として専属的に性行為を強制していたケースもありました。

日本占領下3年半の間に犠牲となったインドネシア女性の数は兵補協会に名乗り出た数だけで1万9573人に上っています(1995年)。すでに亡くなったり、名乗り出ることのできなかつた女性を合わせれば、被害者数は少なく見積もっても、その数倍になるとみられます。

このように、インドネシアに駐留した日本軍は将兵の性欲のはけ口のために「慰安所」を作り、多くの女性を「慰安婦」(性奴隷)としました。「スマラン事件」はそのひとつです。

(4) 冊子発行の意義

スマラン事件は『「慰安婦」強制連行—史料オランダ軍法会議資料』(梶村太一郎・糟谷廣一郎・村岡崇光共著2008年)、『ここまでわかつた日本軍「慰安婦」制度』(吉見義明・林博史・西野留美子共著2007年)などで取りあげられ、耳目を集めてきました。しかし、日本政府は「慰安婦」の強制連行を証明する資料はないと語るなど、事実から真剣に学ぼうとしていません。また、ネット上には「慰安婦」の存在を否定するような表現もあります。

戦争犯罪を追及する力が弱かつたために「慰安婦」問題などの解決が遅れています。戦後70年を直前にしても、いまでも被害者の思いに添えることができていません。

この資料には、言い逃れのできない真実と証拠が記されており、とりわけ性的被害を受けた女性たちの証言には、活字にすることを躊躇するものもあります。しかし、これらの証言は私たちに託された「遺言」であり、被害者への謝罪と賠償を実現し、被害者の尊厳と権利を回復するまで活動しなければならないと思います。

長文の資料ですが、ぜひとも最後までお読みください。

強制動員真相究明ネットワーク
(2014年8月)

BC級バタビア裁判・スマラン事件資料

目次

1 被害者の証言	7
<A01> 069-169(1p) D.A.J.K (グダンガン→日の丸クラブ)	
<A02> 069-172(1p) E.C.v.d.P (ハルマヘラ→スマランクラブ)	
<A03> 106-276~277(2p) G.M.v.d.H 嬢 (アンバラワ第4→スマランクラブ)	
<A04> 106-278~281(4p) J.A.O'H (アンバラワ第6→双葉荘)	
<A05> 106-282~284(3p) E.L (ハルマヘラ→日の丸) 【A06 と同一人物】	
<A06> 069-170(0.5p) E.L (面通し報告) 【A05 と同一人物】	
<A07> 106-285~287(3p) M.H.E.R (アンバラワ第6→将校クラブ)	
<A08> 106-287(0.5p) H.J.R (アンバラワ第6→将校クラブ)	
<A09> 106-289(1p) M.W (アンバラワ第4→日の丸) 【A10 と同一人物】	
<A10> 069-170(0.5p) M.W (面通し報告) 【A09 と同一人物】	
<A11> 106-290~291(2p) L.F (アンバラワ第6→将校クラブ)	
<A12> 106-292(1p) E.N (ハルマヘラ→日の丸)	
<A13> 106-294~295(2p) J.B 夫人 (ムンチラン→マゲラン)	
<A14> 106-312~313(2p) J.H (スプレデッドホテル→フロレス島)	
<A15> 106-314~316(3p) J.M.B (B 警察本署→スプレデッドホテル→フロレス島)	
<A16> 106-328(1p) E.J.W.H (スプレデッドホテル→フロレス)	
<A17> 106-329(1p) A.v.d.V 夫人 (スマランB 警察署→フロレス)	
<A18> 106-330(1p) L.M.M 夫人 (スプレデッドホテル→フロレス)	
<A19> 106-331~332(2p) B.J.V (アンバラワ第4→双葉荘)	
<A20> 106-433(1p) J.D.A 夫人 (アンバラワ第4→スマランクラブ)	
2 被害者の関係者(オランダ人)の証言	29
<B01> 069-165~167(3p) 看護婦 Pabst 夫人(38 歳) 【B02 と同一人物】	
<B02> 106-317~318(2p) 産婆 W.M.E.P.Visser 夫人 【B01 と同一人物】	
<B03> 069-173(1p) アンバラワ第4 キャンプ会長 E.C.Ongerbor	
<B04> 106-288(1p) 医師 E.F.Zikel	
<B05> 069-188~189(2p) 牧師 E.C.Burgssede の裁判長への手紙	
<B06> 106-293(1p) ムンチランキャンプ看護婦 N.T.Ellerkamp(45 歳)	
<B07> 106-296(1p) ムンチランキャンプ女医 G.J.Dreckmeier	
<B08> 106-297~198(2p) ムンチランキャンプ看護婦 N.M.v.d.Leelie(45 歳)	
<B09> 106-299(1p) ムンチランキャンプ抑留者 A.Lenstra 夫人(43 歳)	
<B10> 106-300(1p) ムンチランキャンプ抑留者 C.C.J.Schippergn 夫人	
<B11> 106-301(1p) ムンチランキャンプ抑留者 K.Brasser 夫人 1948.2.25	
<B12> 106-302(1p) ムンチランキャンプ抑留者 T.E.v.Waas 夫人 1948.2.24	
<B13> 106-303~305(3p) ムンチランキャンプ会長 J.H.Bussing 夫人 1948.3.11	
<B14> 106-306~307(2p) ムンチランキャンプ副会長 C.Herman 夫人 (33 歳)	
<B15> 106-308(1p) ムンチランキャンプ事務員 N.K.M.Dasia 夫人 (35 歳)	
<B16> 106-309(1p) ムンチランキャンプ役員 S.J.Roelofseir 夫人 (48 歳)	
<B17> 106-310~311(2p) ムンチランキャンプ副会長 J.J.Baggen 夫人 (31 歳)	
3 被告人(軍人、慰安所経営者)の証言	48
<C01> 106-472~479(8p) 能崎清次 面接調書(スマラン駐屯地司令官) (1966.4.5 作成)	
<C02> 106-262~272(11p) 能崎清次 訊問調書	
<C03> 106-275(1p) 能崎清次 補充訊問	
<C04> 106-462~465(4p) 能崎清次 反駁資料	

- <C05> 106-345~355(11p) 第1被告 池田省一大佐
- <C06> 106-356(1p) 第1被告 池田省一大佐 補充訊問
- <C07> 106-357~358(2p) 第1被告 池田省一大佐 宣誓証言
- <C08> 069-213(1p) 第1被告 池田省一大佐のステートメント
- <C09> 106-386~387(2p) 第2被告 三橋弘弘少佐(裁判官)(1947.9.9作成)
- <C10> 106-369~374(6p) 第3被告 岡田慶治少佐(1947.9.10作成)
- <C11> 106-382~385(4p) 第4被告 河村千代松少佐(能崎の副官)
- <C12> 069-174~176(3p) 第5被告 村上類蔵(幹部候補生教育隊付軍医)(1947.9.10作成)
- <C13> 106-359~363(5p) 第6被告 中島四郎大尉(軍医)
- <C14> 106-333~334(2p) 第7被告 石田英一大尉
- <C15> 106-367~368(2p) 第8被告 齊寅之助(婦人抑留所職員)
- <C16> 106-377~379(3p) 第9被告 古谷巖(軍属「スマランクラブ」経営者)
- <C17> 106-375~376(2p) 第10被告 下田真治(軍属「双葉荘」経営者)
- <C18> 106-380~381(2p) 第11被告 森本雪雄(軍属「日ノ丸」経営者)
- <C19> 106-364~366(3p) 第12被告 蔦木健次郎(軍属「将校クラブ」経営者)

4 起訴状、判決書、検察文書 89

- <D01> 069-158~164(7p) 起訴状 第69号事件 (12人の被告人) 1947.11.22
- <D02> 106-412~414(3p) 判決抜粋 第69号事件 (12人の被告人)
- <D03> 069-223~224(2p) 判決書 第69号事件 第7被告 石田英一大尉
- <D04> 106-423(1p) 量刑論 第69号事件 第7被告 石田英一大尉
- <D05> 069-218~222(5p) 判決要旨 第69号事件 第1被告池田省一
- <D06> 069-211~212(2p) 精神鑑定 第69号事件 第1被告池田省(医師J.Ferguson)
- <D07> 069-225~228(4p) 判決書 第69号事件 第3被告岡田慶治少佐
- <D08> 106-422~423(1p) 事実論・量刑 第69号事件 第5被告(村上)、第6被告(中島)
- <D09> 106-517~518(2p) 起訴状 第106号事件 能崎清次スマラン駐屯地司令
- <D10> 106-519~529(11p) 判決 第106号事件 能崎清次スマラン駐屯地司令
- <D11> 106-440~443(4p) 異議覚書 第106号事件 能崎清次(バタビヤ地区州長官から裁判長)
- <D12> 106-444~445(2p) 異議反論 第106号事件 能崎清次(裁判長からバタビヤ地区州長官)
- <D13> 106-324~325(2p) 報告書 マグラン慰安所に関する報告書 ㊟

5 日本人(軍人・軍属など)の証言 115

- <E01> 069-230~232(3p) 荻原竹治郎(元弁護士) 1958.3.28
- <E02> 069-233~234(2p) 松浦攻次郎(主計中尉 通訳) 1962.2.19
- <E03> 069-177(1p) 表紙 チビナン在監日本人証言(12人の名前)
- <E04> 069-178(1p) ①小林巖(俘虜収容所本部付大尉) 1946.9.9
- <E05> 069-179(1p) ③鈴木寛(抑留所本所庶務掛大尉)
- <E06> 069-180(1p) ⑤山口元吉(第16軍兵站参謀)
- <E07> 069-181(1p) ⑦中田正之(抑留所本所長) 1947.5.1
- <E08> 069-182(1p) ⑧尾西久太郎(憲兵中尉) 1947.4.26
- <E09> 069-183~184(2p) ⑨勝村ヨシオ憲兵隊長(憲兵少佐)
- <E10> 069-185(1p) ⑩井上盛雄(憲兵軍曹) 1947.3.26
- <E11> 069-186(1p) ⑪村瀬光男(憲兵中佐) 1947.4.26
- <E12> 106-427(1p) 宮野省三(ジャワ州長官) 1948.8.11
- <E13> 106-469~470(2p) 大久保朝雄の遺書(元南幹歩兵隊長) 1947.1
- <E14> 069-190~191(2p) 石垣末次(大久保朝雄について) 1947.1.17
- <E15> 069-206~207(2p) 石川正信(第1陸軍病院医師) 1947.5.9
- <E16> 069-208~210(3p) 城戸進一郎少佐(スマラン予備士官学校教官) 1947.4.15

- <E17> 106-319~320 (2p) 長谷川直造陸軍大尉(スマラン抑留所第3分所) (1、2)
- <E18> 106-321~322 (2p) 宮元静雄第16軍参謀(兵站主任)の証言 1946.9.20
- <E19> 106-323 (1p) 近藤周一(軍医中尉)の証言
- <E20> 106-326~327 (2p) 松崎和市(Magelangの輜重兵隊長)聴取書

6 文書目録 130

- <F01> 106-259 (1p) オランダ語資料と日本語訳の対比一覧表(能崎清次一件書類目録)
- <F02> 069, 106 開示文書全目次

注

強制連行真相究明ネットワークによる収集資料から作成。

原資料は国立公文書館所蔵の「法務省/平成11年度/4B-23-4915」「法務省/平成11年度/4B-23-4956」。

日本軍により、スマランクラブ、日の丸、双葉荘、将校クラブ、桜倶楽部、フロレス島、マゲランなどの「慰安所」に、オランダ人女性が性奴隷として強制連行された事件の裁判資料である。

資料はA～Fに分類した。数字は原資料のページに対応している。

被害者(A)及び関係者(B)の証言はひらがなに変更した。他は原資料のままである。被害者の名前はイニシヤルだけで表記した。

差別的表現が散見されるが、歴史資料なのでそのままにした。

お金の単位は盾(ギルダー)、仙(セント)、銭(金扁ナシ)。

読みやすくするために、句読点を追加し、行替えを行った。

【 】内は筆耕者による注意書き、追加、訂正である。

●は判読できなかった文字を示す。

変換ミスや転記ミスについては、お知らせ下さい。